

# 事後審査型条件付一般競争入札公告

下記工事について条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和8年5月11日

多賀町長 久保 久良

## 1. 工事概要等

- (1) 工事名  
令和8年度(建工)第1号  
萱原地区急傾斜地崩壊対策工事(その5)  
(以下「対象工事」という。)
- (2) 工事場所  
多賀町大字萱原地先
- (3) 工 期  
契約締結の翌日から令和8年12月11日まで
- (4) 工事概要

中間柱 4本 端末柱2本 中間端末柱1本 金網組立工 16.5m

- (5) 予定価格（入札比較価格）  
事後公表
- (6) 最低制限価格  
事後公表

## 2. 入札参加に必要な資格に関する事項

対象工事の入札に参加しようとする者（以下、「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる要件のすべてに該当しなければならない。なお、資格要件の基準日（以下、「基準日」という。）は、「入札公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和7・8年度多賀町競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に次のとおり登録されている者
  - ア. 登録における工事種別が「土木一式工事」である者
  - イ. 登録における契約事業所の所在が「多賀町・彦根市・東近江市・近江八幡市・豊郷町・甲良町・愛荘町・竜王町・日野町」である者
- (3) 多賀町内に本社を有する者においては、総合点数が次のとおりの者。
  - ア. 総合点数対象工事種別 土木一式工事
  - イ. 総合点数 800点以上
- (4) 多賀町内に本社以外の営業所を有する者においては、総合点数が次のとおりの者。
  - ア. 総合点数対象工事種別 土木一式工事
  - イ. 総合点数 850点以上
- (5) 多賀町外に事業所を有する者においては、基準日において通知日から1年7月を経過しない最も新しい経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）が次のとおりの者
  - ア. 建設工事の種類 土木一式
  - イ. 総合評定値（P点） 850点以上950点未満
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと

- (7) 基準日15年間に、官公庁（国、県、他の地方公共団体、公社、公団に限る。以下同じ）発注の次に掲げる要件の工事について、元請として（企業体の場合は代表者として）完成させた実績を有する者

ア. 実績要件なし

- (8) 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に専任で配置できること

ア. 一級または二級土木施工管理技士またはこれらと同等以上の資格を有すること

- (9) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成29年10月1日制定）および多賀町建設工事等入札参加停止基準（平成30年訓令第1号）に基づき入札参加停止の措置を講じられている期間中でない者

- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者または当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者（注1）でないこと

（設計業務の受託者）：株式会社オースギ

注1：当該受託者と資格もしくは人事面において関連のある建設業者とは、当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える超える出資をしている建設業者、もしくは建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者をいう。

- (11) 土木一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を有する者

### 3. 設計図書の閲覧等

設計図、仕様書および図面は、下記により閲覧に供する。

- (1) 期 間 令和8年5月11日（月）から令和8年5月26日（火）まで
- (2) 場 所 多賀町電子入札情報公開システム
- (3) 設計書および仕様書は、当該入札参加者において、多賀町入札情報公開システムから入手すること。

### 4. 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問は次のとおり行う。

- (1) 受付期間  
令和8年5月15日（金） 正午まで
- (2) 提出方法  
指定様式により、多賀町役場企画課あてメールで送信のこと。この際、件名は「工事番号 工事名 質疑送付」とすること。（持参、郵送は受け付けない）
- (3) メール送付の宛先 「bid@town.taga.lg.jp」（企画課契約管理メールアドレス）  
質問書指定様式 様式は多賀町ホームページからダウンロードのこと。
- (4) 回答方法 令和8年5月21日（木） の午後から掲出する。

### 5. 入札参加資格申請の提出等

入札参加申込書の提出は不要とする。

### 6. 現場説明会

現場説明会は行わない。

### 7. 入札執行の方法

#### (1) 入札書等の提出

本件入札は、電子入札により執行する。

入札書受付期間 令和8年5月25日（月）午前8時30分から令和8年5月26日（火）の午後5時まで  
電子入札システムにより、入札金額・くじ入力番号を入力し、積算内訳書・誓約書を添付して提出すること。

紙入札で参加する場合は、受付期間内に以下の送付先へ提出すること。

送付先

#### (2) 添付書類内容

ア. 積算内訳書

イ. 誓約書

紙入札で参加する場合は、受付期間内に以下の送付先へ提出すること。

送付先

※様式は、多賀町ホームページ (<https://www.town.taga.lg.jp>) に掲載

(3) 開札について

開札は、令和8年5月27日（水）午前9時から順次行う。

開札場所 多賀町役場企画課

(4) 積算疑義申立期間および落札決定の保留について

ア 開札日の翌日から起算して3日後（その日が土曜日・日曜日および祝祭日ならびに年末年始の日に当たるときは、その翌日）の正午までは積算疑義申立期間とするため、落札決定を保留する。

イ 積算疑義申立者は本工事の入札者のうち、入札参加資格を有する者に限る。

ウ 積算疑義申立方法は本工事発注担当課窓口にて、積算内訳書の閲覧後、積算疑義申立書を本工事発注担当課へ提出すること。

エ 落札候補者の通知があった後でも、積算疑義申立があった場合は、入札が無効となる場合があります。

(5) 入札参加資格の審査および落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、最低制限価格以上の最低の価格で入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の確認の後、落札者を決定する。

落札候補者のみ提出された入札参加資格確認書類を審査するものとし、落札候補者が参加資格を満たしていない場合は、次点の候補者について審査を行い、落札者が決定するまで順次審査を行う。落札候補者決定の通知を受けたものは次に掲げる資料を提出しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（事後審査用）

イ 経営規模等評価結果通知の写し（基準日の1年7月前の日以降の日を審査基準日とするもので最新のもの）

ウ 現場代理人および主任技術者または監理技術者調書等（別紙1）

上記調書には、配置予定の現場代理人、主任または監理技術者名を記入し、これらの者の免許等の写しならびに直接的かつ恒常的に雇用関係にあることを証するもの（健康保険被保険者証または社会保険標準月額決定通知書等）の写しを添付のこと

※様式は、多賀町ホームページ (<https://www.town.taga.lg.jp>) に掲載

(6) 提出書類の作成等

入札参加申込は指定様式で作成し、送信すること。（押印不要）

提出された技術資料は返却しない。

8. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

落札価格の10%以上を納付すること。ただし、落札価格の10%以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

9. 契 約

(1) 契約書作成の要否 要

~~(2) 対象工事の契約の締結については、多賀町議会の議決を得なければならないので、本契約に係る議会の議決がなされるまでは仮契約とし、議決がなされた時に成立するものとする。~~

10. 支払条件等

(1) 多賀町建設工事執行規則（平成13年規則第10号）第29条に基づく中間前金払あるいは第30条に基づく部分払を選択するものとする。

(2) 前金払の率は10分の4以内とする。

~~(3) 前金払および部分払は行わない。~~

11. 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争入札において、虚偽の記載を行った者および入札時点で「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格の無い者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者のした入札
- (3) 談合、その他不正の行為があったと認められる入札
- (4) 入札者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (5) 入札額と積算内訳書の金額が異なる入札
- (6) 入札保証金を必要とする入札で入札保証金を納めない者または不足する者のした入札
- (7) 入札書（積算内訳書含む）記載の金額、氏名、押印ならびにその他入札要件の記載が確認できない入札（紙入札については、押印が確認できないものも含む）
- (8) 不正な目的でICカードを使用したと入札執行者が認めた入札
- (9) 開札日時において、有効期限を過ぎるICカードにより提出された入札
- (10) 入札書記載の金額を加除訂正した入札（紙入札）
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 12. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了にいたるまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、既に提出した入札書を撤回できるものではない。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

ア. 電子入札システムを使用して、届出を行う事。紙入札にあっては、入札辞退届を契約担当者に提出すること。

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

## 13. その他必要な事項

- (1) 最低制限価格未満の入札は失格とし、本件工事について再度入札に参加することはできない。
- (2) 入札価格が予定価格に比し著しく差のあるときは入札執行を一時中止することがある。この場合には入札執行者の決定するところにより、入札執行の再開・打切りまたは適当な指示を行うことがある。
- (3) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、8(2)に記載した履行保証措置を講じた上、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。
- (4) この入札（または見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法および同法施行令ならびに多賀町財務規則、多賀町建設工事執行規則、多賀町建設工事等入札執行要領の定めによる。
- (6) システムの稼働時間は次のとおりである。  
電子入札システム：平日の午前8時30分から午後8時まで  
入札情報公開システム：平日の午前6時から午後11時まで
- (7) 電子入札システムを使用して送信する添付ファイルにおいては、ウィルスチェックの後、添付すること。
- (8) 多賀町発注工事等の施工等において暴力団員等から不当介入を受けた場合は滋賀県彦根警察署刑事第2課（0749-27-0110）及び多賀町役場企画課（0749-48-8122）へ通報し、警察署が行う調査に協力すること。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。